

令和4年度第2期財務監査及び行政監査の結果（令和5年3月29日付け）に対する措置

令和5年10月30日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>固定資産税の税額訂正について（財政部 固定資産税課）</u></p> <p>固定資産税を徴収しようとするときは、地方税法第13条により、納税者に対し、文書により納付の告知をするとともに、当該文書には、その納付すべき金額を記載すると規定されている。</p> <p>しかしながら、農地に以前から構造物が存在したことが確認されたことにより令和4年度に遡及課税した増額案件において、税額訂正の決裁は正しい金額でなされていたにもかかわらず、固定資産税システム&lt;遡及課税入力&gt;画面に誤った金額を入力したため、正しい金額よりも少ない金額で調定し、納付書が送付されていた事例があった。</p> <p>よって、不足している金額を早急に調定するとともに、決裁された金額と納付書の金額に齟齬をきたさないように入力誤りを予防する仕組み及び適切にチェックする体制を構築し、適正な財務事務を行われたい。</p>	<p>指摘事項に対し、以下のとおり措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 正しい金額での調定                     <p>少ない金額で調定していた分を取り消し、正しい金額での調定を速やかに行った。また、納税者に直接説明を行い、正しい金額で納付を受けた。</p> </li> <li>2 入力誤りを予防する仕組みの構築                     <p>遡及課税による追加課税額を入力する際に使用するマニュアルを抜本的に見直すとともに、入力する追加課税額については表計算ソフトによる自動計算を可能とし、自動計算された金額について職員が検算した上で、固定資産税システム&lt;遡及課税入力&gt;画面を再現したシートに表示された金額を見ながら&lt;遡及課税入力&gt;画面に入力するようにすることで、誤入力防止を徹底する仕組みを構築した。</p> </li> <li>3 適切にチェックする体制の構築                     <p>&lt;遡及課税入力&gt;画面に金額を入力した職員とは別の職員による二重のチェックを徹底するとともに、納税者に対する納付の告知文書についても、送付前に金額の確認を徹底することとした。</p> </li> </ol> <p style="text-align: right;">（市長から通知のあった日：令和5年9月26日）</p>